

旅 費（支 給） 規 程

（目 的）

第1条 本協会の維持・発展のために必要とされる諸会議・諸事業に出席・参加するために必要な交通費・宿泊費・日当・弁当等（以下、総称して旅費等という。）を支給する場合の基準を定める。

（旅費支給の対象者等）

第2条 前条（第1条）の旅費等の支給対象者は、本協会会員その他、次条で定める事業に参加協力する者とする。なお、特別に依頼する外部講師等は含まない。

第2条の1 旅費等を支給する対象事業は別表の他、本協会主催の事業とする。

第2条の2 旅費等の支給及び負担区分は次項以降で定めるほか別表のとおりとする。

- 2 事業に参加する講師及び指導者等の旅費等は、本規程に準じて北海道協会が支給する。ただし、他の団体から支給された場合に基本的には重複支給は行わない。
- 3 競技会、会議以外の事業に参加する講師及び指導者等の日当はJGA基準以外第4条の1で定める。
- 4 競技会等の大会役員及び競技役員（以下、役員という。）の弁当は、主管団体が支給する。（帯同役員も含む。）
- 5 競技会等に北海道協会が召集した役員（別表で定めるブロック部員を除く）には、交通費・宿泊費・日当を北海道協会が支給する。
- 6 競技会等に主管団体が召集した役員には、交通費・宿泊費・日当を主管団体が支給する。ただし、支給額は本規程で定める範囲に沿ったものとし、支給の有無については主管団体に一任する。
- 7 競技会に合わせて開催される会議に出席する支給対象者が競技会の帯同役員の場合、交通費・宿泊費を北海道協会は負担しない。
- 8 競技会に合わせて開催される会議に出席する支給対象者が競技会の役員の場合、交通費・宿泊費・日当の重複支給は行わない。
- 9 食事時間を挟む会議等の際は、弁当または食事代として1,000円を北海道協会が支給する。なお、弁当等で支給する場合もある。

（交通費の算出基準）

第3条 交通費は、自家用車等の車両使用を基準とし、移動した市町村（市町村代表庁舎）間の距離と1リットル10km走行を基準として次の式により算出する。なお、燃料はガソリンに統一し、資源エネルギー庁の石油製品価格調査（原則、毎週月曜日調査、水曜日公表）の結果から事務局が燃料代を決定する。

※ 燃料代×距離/10+高速料金（自己申告）・・・100円未満の端数切り上げ

- 2 JR 又はバスを利用した場合の北海道内における交通費の算出基準は、距離は、役員等の所在地の中心駅から目的地の中心駅までの通算距離により算出する。〔中心駅の例…札幌市—札幌駅〕また、鉄道駅のない所在地および目的地については、バス路線の通算距離により算出する。
- 3 北海道外における交通費の算出基準は、出席者は可能な限り（超割・早割航空券等）安価な交通費の確保に努めることとし、役員等の所在地の中心駅から目的地の中心駅までの間を鉄道および航空機による最も安価で利便性の高い交通機関を利用した場合の金額を算出し、これを支給するものとする。また、鉄道駅のない所在地および目的地については、バス路線の通算距離により算出する。
- 4 同一市町村内の交通費は、一律 1,000 円とする。

（宿泊費）

第 4 条 宿泊費は、実費（上限 8,000 円）を支給することができる。

（日 当）

- 第 4 条の 1 競技会、会議に従事した場合の日当は、1 日 2,000 円を超えない範囲で支給することができることとする。
- 2 日中における講師、指導等に従事した場合の日当は、3,000 円を超えない範囲で支給することができることとする。
 - 3 夜間、宿泊管理を伴う中で講師、指導等に従事した場合の日当は、3,000 円を超えない範囲で支給することができることとする。

【事 例】

◎ 1 泊 2 日で宿泊を伴う合宿を行い、夕食後等にも研修等を行い、同じ場所に宿泊し、宿泊管理を行った場合。

日中分：3,000 円×2 日＝6,000 円 夜間分：3,000 円×1 夜＝3,000 円
合計 9,000 円

（別途算出・支給）

第 5 条 本会の会員が、この基準により著しく不利益を受ける場合には、別途考慮し支給することができる。

（改 廃）

第 6 条 この規程の改廃は、財務委員会、事務局若しくは理事が発議し、理事会で議決する。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（一部改正）

- 3 この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(全部改正)
- 4 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 5 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 6 この規程は、平成 16 年 11 月 15 日から施行する。(一部改正)
- 7 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 8 この規定は、2019 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 9 この規定は、2022 年 4 月 1 日から施行する。(一部改正)
- 10 この規定は、2024 年 4 月 8 日から施行する。(一部改正)